

山口県報

平成27年
8月11日
(火曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）……………一
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……………二
- 公告
周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………三
- 雑報
県報の正誤（平成二十七年七月三日山口県報ほか一件）……………三



山口県告示第二百八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三五号祇園橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年八月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 一般国道四三五号祇園橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 下関市豊田町大字殿敷字掛山から同大字字祇園原までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
PC六径間連続中空床版形式橋りょう	一六〇・五メートル	九・五メートル (車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十七年八月十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレスコンクリート工事の数値が千百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年八月十一日から同年九月一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年九月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所(電話〇八三一二三三七二〇一)とする。

山口県告示第二百八十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立山口総合支援学校普通教室新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年八月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立山口総合支援学校普通教室新築工事

(一) 工事場所 山口市朝田字湯垣地内

(二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	地上二階建	構 造	延 べ 面 積
			三、二六六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十七年八月十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年八月二十七日から同年九月一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年九月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(二三六) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十七年八月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成二十七年九月一日(火曜日)午後二時

二 開催の場所

光市浅江三丁目一八番一―号

光市立浅江公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する周南都市計画道路三・四・百六船戸三太線
次のとおりとする。

(二) 変更する周南都市計画道路三・五・百一十一川園線
次のとおりとする。

(三) 変更する周南都市計画道路三・四・百十七花園島田線
次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十七年八月二十五日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」といふ。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―一八五〇―一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十七年八月二十五日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができず、同種の意見を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

光市中央六丁目一番一号

光市建設部都市政策課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



正 誤

平成二十七年七月三日山口県報

ページ	段	行	誤	正
四	上	左から 一三	(一。九。四) 特定非営利活動法人	(一。九。九。二) 特定非営利活動法人
四	下	一	(一。九。五) 大規模小売店舗立地法	(一。九。九。三) 大規模小売店舗立地法
五	上	一一	(一。九。六) 職業訓練指導員試験	(一。九。九。四) 職業訓練指導員試験

平成二十七年八月十一日発行

発行人所

山口県知事

平成二十七年七月七日山口県報

五	ページ	六	〃
下	段	〃	下
八	行	一	左から 三
(一九九) 大規模小売店舗立地法	誤	(一九八) 下関都市計画道路	(一九七) 家畜改良増殖法
地法 (一九九の七) 大規模小売店舗立地法	正	(一九九の六) 下関都市計画道路	(一九九の五) 家畜改良増殖法